|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| 　１　委員会運営について　　(1)申合せ事項等　　　　〔資料１「委員会運営に関する申合せ事項等」参照〕　　　・５月１９日の 議会運営委員会において、今期の申合せ事項が決定されたので、各種規程等とあわせた順守に格段の協力を要請。　 (2)代表者会議の運営等　　・定例会中における代表者会議は、一般的には、委員会開会日の３０分前、一般審査終了後及び知事質問終了後に開会しているが、今後は、慣例的に開会するのではなく、真に協議・調整が必要な場合に限り、開会してはどうかと考えている。　　　・委員会初日の開会３０分前の代表者会議については、・協議項目である正副常任委員長会議の報告については、すでに各会派内で周知されている事項を再確認。・質問通告者についても、事務局があらかじめ各会派に確認し、一覧に整理したもので通告者を再確認。・各審査日における質問者数は、概ね半数ずつとすることを協議の上決定しているが、事務局が正副委員長と事前に調整し、あらかじめ各会派代表者にその結果の周知を図っている。　　　　以上のような内容であることから、正副常任委員長会議の報告内容や、事前に事務局が調整した事項については、委員長名で各代表者あてにメールで周知を図ることで、委員会開会日の代表者会議は省略することについて各会派了承。　　　・一般審査終了後及び知事質問終了後の代表者会議は、協議・調整が必要となるため、従前どおり開会。　２　説明員の出席の取扱いについて(1)理事者　　　・委員会については、申合せ事項のとおり、絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定　　　　　　　することを認めるとともに、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席して差し支えない。　　　・府民文化部の理事者については、教育に関する事項が本委員会の所管であるため、説明者は、一般審査の際は、公立大学監、府民文化部次長及び府民文化総務課の大学担当参事の計３名、知事質問の際は、一般審査の３名に加え、府民文化部長に出席を求めることを原則とし、一般審査においても部長の出席が必要となる場合には出席を求めることで、各会派了承。　 (2)教育委員会委員　　　・委員については、申合せ事項のとおり、委員会への行政委員の出席要求については、「委員会で協議の上、必要の都度 出席を要求する。」こととなっている。・本委員会の意向として、従前より教育委員は出来る限り出席をするよう教育長から教育委員　に伝えているとのことであるが、今年度についても従来どおり教育委員に出来る限り出席を求めることで各会派了承。・委員協議会は説明聴取を主体とした会議であるため、これに応じた説明員が出席。・本日の委員協議会は、委員会構成後初めての会議のため、理事者全員が出席し、説明者を紹介。　３　本日の委員協議会について　　　　〔資料２「教育常任委員協議会次第」参照〕　　・このあと午前11時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。　　・説明資料は、「府議会情報共有サイト」からモバイル端末にダウンロードのうえ、持参するよう依頼。 |